

TaxFlash



オンライン納税の新時代

2015 年 12 月 30 日、国税総局 (DGT) は納付書 (Surat Setoran Pajak/SSP) を使用した書面による納税は 2015 年 12 月 31 日以降、一部の例外を除き受け付けないことをプレスリリースにて公表しました。

2016 年 1 月 1 日より、納税者は国税総局が導入したオンラインシステムである「E-Billing」を使用して納税を行わなければなりません。この新たなシステムを使用するには、納税者は E-Billing ウェブサイト上で登録を行い、納税データを入力しなければなりません。登録完了後、ビリングコードが発行されます。当該コードは銀行窓口、通常 ATM、ミニ ATM またはネットバンキングを利用した納税に使用されます。納税者が納税後に受け取る領収書は納付書と同等であるとみなされます。

E-Billing の登録およびオンライン納税手続の詳細は国税総局規則 No.PER-26/PJ/2014 にて規定されます。

経過規定

ただし例外として、国有銀行 (すなわち Bank Mandiri、Bank Negara Indonesia、Bank Rakyat Indonesia 及び Bank Tabungan Negara) 及び PT Pos Indonesia を通じた納税時の納付書使用について、経過規定が設けられており、2016 年 6 月 30 日まで従来の納付書の使用が認められます。

経過規定の期間終了後は、2016 年 7 月 1 日から原則として全ての納税者に E-Billing システムを通じた納税が義務付けられます。

2015 年度および 2016 年度における資産再評価規則の変更

2015 年 12 月 21 日、財務大臣は 2015 年度および 2016 年度の納税申告に係る固定資産再評価に関する財務大臣規則 No.191/PMK.010/ 2015(PMK 第 191 号)における複数の条項を改正した財務大臣規則 No.233/PMK.03/ 2015(PMK 第 233 号)を公布しました。

PMK 第 191 号からの変更点は以下のとおりです。PMK 第 191 号の詳細は私どもの TaxFlash 2015 年 28 号をご参照ください。

1. 固定資産の範囲

PMK 第 191 号で規定されるとおり、納税者は自らが所有する有形固定資産の一部または全部に対し再評価を行なうことができます。PMK 第 233 号ではこの点に変更はありません。ただし、再評価の対象とする固定資産は耐用年数が 1 年以上あることが条件となります。

2. 処分制限期間

再評価後の資産が処分できるようになるまでの制限期間は以下のとおりに変更されました。

固定資産の分類	再評価後の処分制限期間	
	PMK 第 191 号	PMK 第 233 号
第 1・第 2 分類	新たな耐用年数の終了まで	3 年
第 3・第 4 分類	10 年	5 年
土地・建物類		1 年

処分制限期間の規定に違反した場合、追加で 25%の最終課税(法人および恒久的施設)もしくは 30%の最終課税(個人)の対象となり、そこから納付済み最終課税額を差し引いた税額が徴収されます。

PMK 第 191 号で規定される条件に加えて、固定資産が将来的に生産活動に使用できない状態となった場合は、処分制限期間は適用されません。

3. 再評価による差異の記録

従来、PMK 第 191 号では、固定資産の再評価から生じる差異を貸借対照表の資本の部に記載することが納税者に要求されました。この要求は、インドネシア会計基準(PSAK)16 の規定に基づき、納税者は会計上でも固定資産の再評価を反映させる必要があることを示唆するものでした。

しかし、当該要求は PMK 第 233 号により改正され、再評価による差異は納税者の財務諸表の注記に記載されることとなりました。これにより、納税者は再評価による差異を貸借対照表の資本の部に記載する必要がなくなり、代わりに財務諸表への注記による開示のみで済むようになるため、納税者にとって朗報と言えるでしょう。

4. 国有企業(SOE)に対する特別規定

PMK 第 233 号では、国有企業が所有する固定資産について、財務大臣の管轄下にある国有財産総局の鑑定士がその再評価を実施できると特別に規定されています。

PMK 第 233 号は、PMK 第 191 号の発効日、即ち 2015 年 10 月 20 日に遡って効力を生じます。既存の財務大臣規則 No.79/PMK.03/2008(PMK 第 79 号)は 2017 年以降も有効となります。PMK 第 79 号の規定に基づき固定資産再評価の申請を行い、その結果を待っている納税者は、PMK 第 191 号の規定に併せ PMK 第 233 号での改正規定に基づき再申請を行なうことができます。

固定資産再評価申請手続の詳細は、2015 年 10 月 23 日付けの国税総局規則 No.PER-37/PJ/2015(国税総局規則第 37 号)にて規定されています。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等ございましたら、PwC の御社担当者までお気軽にお問い合わせください。

Your PwC Indonesia contacts

Abdullah Azis

abdullah.azis@id.pwc.com

Adi Poernomo

adi.poernomo@id.pwc.com

Adi Pratikto

adi.pratikto@id.pwc.com

Alexander Lukito

alexander.lukito@id.pwc.com

Ali Widodo

ali.widodo@id.pwc.com

Andrias Hendrik

andrias.hendrik@id.pwc.com

Anthony J. Anderson

anthony.j.anderson@id.pwc.com

Anton Manik

anton.a.manik@id.pwc.com

Antonius Sanyojaya

antonius.sanyojaya@id.pwc.com

Ay Tjhing Phan

ay.tjhing.phan@id.pwc.com

Brian Arnold

brian.arnold@id.pwc.com

Engeline Siagian

engeline.siagian@id.pwc.com

Enna Budiman

enna.budiman@id.pwc.com

Felix MacDonogh

felix.macdonogh@id.pwc.com

Gadis Nurhidayah

gadis.nurhidayah@id.pwc.com

Gerardus Mahendra

gerardus.mahendra@id.pwc.com

Hanna Nggelan

hanna.nggelan@id.pwc.com

Hasan Chandra

hasan.chandra@id.pwc.com

Hendra Lie

hendra.lie@id.pwc.com

Ivan Budiarnawan

ivan.budiarnawan@id.pwc.com

Laksmi Djuwita

laksmi.djuwita@id.pwc.com

Lukman Budiman

lukman.budiman@id.pwc.com

Mardianto

mardianto.mardianto@id.pwc.com

Margie Margaret

margie.margaret@id.pwc.com

Parluhutan Simbolon

parluhutan.simbolon@id.pwc.com

Peter Hohtoulas

peter.hohtoulas@id.pwc.com

Runi Tusita

runi.tusita@id.pwc.com

Ryuji Sugawara

ryuji.sugawara@id.pwc.com

Soeryo Adjie

soeryo.adjie@id.pwc.com

Sutrisno Ali

sutrisno.ali@id.pwc.com

Suyanti Halim

suyanti.halim@id.pwc.com

Tim Watson

tim.robert.watson@id.pwc.com

Tjen She Siung

tjen.she.siung@id.pwc.com

Yessy Anggraini

yessy.anggraini@id.pwc.com

Yuliana Kurniadjaja

yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

Yunita Wahadaniah

yunita.wahadaniah@id.pwc.com



www.pwc.com/id

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to maria.purwaningsih@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2016 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.